

第3回松本市動物愛護管理推進懇談会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月17日(木曜日) 午後2時から午後3時40分まで
- 2 場 所 松本市勤労者福祉センター 2階 2-2会議室
- 3 出席者 委員長：打越綾子
 委員：国本和哉、竹田謙一、東條博之、等々力茂義、福澤美雪、
 降籟弘雄
 オブザーバー：高井剛介(長野県健康福祉部 食品・生活衛生課)
 事務局：大和真一、及川悦子、平野路子、吉池祐司(松本市 食品・生活衛生課)
- 4 懇談事項 第2回懇談会の振り返りと基本方針(案)の修正
 基本方針(案)の検討
- 5 議事録

第2回懇談会の振り返りと基本方針(案)の修正

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| 国本委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回の懇談会以降に対応したお話なのですが、安曇野市の地域包括支援センターから、高齢者の飼育放棄の案件がありました。猫についてはもふもふ堂さんを紹介し、犬については私の方で対応をしております。 ・松本市には12の地域包括支援センターがあります。高齢者が動物を飼えなくなってしまったというような問題に、センター長さんは前向きに取り組んでいきますというご意見をいただいています。地域包括支援センターとの連携について考えていただきたく思います。 |
| 降籟委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針(案)の補足には、産業動物などについて書かれていますが、この補足の部分をもう少し本編の方に出してはどうでしょうか。 ・私たちが生活する上で、たくさんの動物が関わっているところから始まって、そこから犬や猫は大事だよねという形にすると、市民の方は自然に入っていけるのではないかと思います。生き物に対する考えを市民に訴えていくのはどうでしょうか。 ・委員皆様のご意見もお聞きしたいと思います。 |
| 竹田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の懇談会の際に、基本方針における対象の動物を絞った方がいいという発言をしたところから、対象動物について具体的に明記いただきました。 ・降籟委員のご意見の部分は、少し前の段階で動物全体の話がワンクッションあって、そこから特に犬や猫を中心に議論するという流れではないかと思えます。 ・基本方針(案)の7ページに、1から6まで施策が示してありますが、2の猫問題への対策以外は、広く動物全体に関わる話になっていまして、2だけ猫にフォーカスされています。 ・動物全体の話がワンクッションあり、そこから犬や猫の話に絞り、特に猫については地域の社会問題になっているというストーリーになると、2の猫問題に入っていくやすいかなと思います。 ・そうしますと、1~6の順番も考えていかなければならないかなとも感じるところです。 |
| 東條委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・降籟委員のお気持ちはよく分かるのですが、産業動物である畜産動物のことを本編に入れて、犬や猫の話と一緒にすると、煩雑になってしまうと思います。 ・多頭飼育問題についても、家畜はほとんど多頭飼育になりますので、そうすると包括的になりすぎてしまうのではないのでしょうか。話の入口として降籟委員のご意見を入れるのはいいと思います。 |

| | |
|---------|---|
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・降籜委員は、理念的なものを少し本編で書いてもいいのではないかと、竹田委員と東條委員は、具体的施策にまで反映させてしまうと混乱してしまうのではないかと、というご意見かと思えます。 ・その書き分けについては、3ページの対象動物の記載として3行で書かれていますが、もう3～4行増やしてもいいと思えます。前回、福澤委員からアニマルウェルフェアという単語が出てきましたので、その概念を理解した上で、施策としては伴侶動物に限定するという書き方はどうでしょうか。 |
| 等々力委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・猫問題への対策について、個人の飼い猫、地域猫、飼い主のいない猫という分け方をしていますが、我々は飼い猫かどうかのすみ分けは分かりませんが、一般の方々は定義が分からないのではないのでしょうか。 ・例えば、縁の下の猫に餌を上げている住民の方とか、そういう方にとっては、飼い猫なのか飼い主のいない猫なのか、定義が分かりにくいと思えます。 |
| 大和（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の庁内でも、飼い猫とは何か、飼い主のいない猫とは何か、地域猫とは何か、というように、なかなか市職員でも説明しないと分からない状況にありますので、丁寧に説明していくことが課題かと思っています。 ・この部分は、基本方針（案）の11ページに図として整理しているところですが、飼い主のいない猫に餌をあげている本人は飼い主の自覚がないことによるトラブルも実態としてありますので、まずは正しい対応の方法を周知していくところから始める必要があるかと思っています。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、事務局から検討のお願いがありました、2猫問題への対策の方針「飼い主のいない猫に対する正しい扱い方の理解を求めていきます」の「正しい扱い方」という単語はこれでいいのか、という点について、ご意見はありませんでしょうか。 |
| 竹田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・「扱い方」といいますと、「ハンドリング」や「触る」という意味になりますので、「正しい対応」とか「接し方」というのはどうでしょうか。 |
| 福澤委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・「付き合い方」や「関わり方」というのはどうでしょうか。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・「向き合い方」という言葉もあると思いますが、この部分は、猫をどうするかという人間の目線で考えていますが、餌だけもらって、交通事故に遭ってしまったり、感染症に罹ってしまったり、近隣トラブルの要素になってしまうかもしれない、それが一番幸せな飼い方なのか、いやそうではないでしょう、というメッセージがあるかと思えますので、表現の部分だけではなく、本文の中に説明書きを入れていくことが大事だと思います。何が課題で、何が大事なのかを書いておくことがいいと思えます。 |
| 竹田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・2猫問題への対策の部分で、なぜ猫をフォーカスしたかという理由付けとして、1回目の懇談会で猫は登録制度がないというご意見がありましたが、猫については飼育責任の所在が明確でないですね。今回の基本方針における基本理念で、動物の飼い主に対して「動物を飼うことの責任」を果たすと発言している中で、猫は他の動物に比べて責任の所在を明確にしにくいと思えます。 ・猫については、地域で面倒見ている部分もあれば、全く見ていない部分もありますので、飼い猫、地域猫、それにも当てはまらない猫というような色分けができるのではないのでしょうか。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・今の竹田先生のご意見についてですが、実は「扱い方」よりも「正しい」という言葉の方が引かかかっていて、「正しい」よりも「責任ある」という言葉の方が意味として大事なのかもしれません。「責任ある扱い方」にするというのでもいいのかなと思いました。 |

| | |
|---------|--|
| 大和（事務局） | ・ご助言いただきましてありがとうございます。事務局が考えると、どうしても正しいという表現をしてしまいがちですが、動物に対して責任ある形で対応しなければならないということもありますので、委員長がまとめていただきましたけれどもそこをベースに検討していきたいと思います。 |
| 打越委員長 | ・先程、国本委員から、松本市にある12の地域包括支援センターとの連携を基本方針に明示してもらいたい、というご意見がありました。その点について、事務局からご意見があればお願いします。 |
| 大和（事務局） | ・これまで、地域包括支援センターや市の福祉部局と一緒に対応している事例はいくつかありますが、13ページの多頭飼育問題への対策でいいですと、図の左上の部分に社協・ケアマネージャーと記載していますが、当然、地域包括支援センターとも連携していかなければなりませんので、表現の仕方を考えていきたいと思います。 |
| 国本委員 | ・ケアマネージャーというと、介護保険の認定者に付くケアマネージャーということになりますので、地域をケアしている地域包括支援センターの方がいいのかもしれない。 |
| 打越委員長 | ・国本委員のおっしゃるとおりだと思います。 ・社協と地域包括支援センターの明記については、記載が可能であれば、5ページの2基本的な考え方の松本市の特色を踏まえて施策を推進しますのところにを入れるのもいいかと思っています。 |

基本方針（案）の検討

| 発言者 | 発言内容 |
|---------|--|
| 【災害対策】 | |
| 東條委員 | ・県の方では、長野県獣医師会と災害時における動物の救護活動に関する協定を結んでいますが、松本市では協定についてはどう考えていますか。 |
| 大和（事務局） | ・災害時の協定に関しましては、市議会においても質問が出ていたりしていますが、県と長野県獣医師会との協定には松本市も含まれていますので、今のところ松本市として単独で長野県獣医師会松筑支部さんと協定を締結するといったことは想定していません。 |
| 東條委員 | ・家畜伝染病については、資材などの支援物資に関する協定を結んでいますが、そういう関係はどうでしょうか。 |
| 大和（事務局） | ・全国62ある中核市同士で、災害対応の支援体制がありまして、物資の支援や職員の応援がありますので、動物に関する支援体制の内容について詳細を確認をしていきたいと思っています。 |
| 東條委員 | ・基本方針にも、そうした支援体制がありますとか、こういうことをやっています、ということを入れると少しは安心感につながると思います。 |
| 国本委員 | ・今の災害の協定に関してですが、我々に対してアンケートの依頼がよく来ます。先日も、東京の生命環境学部の研究室から、動物の防災対策についてどのようにしていますか、というアンケートの依頼がありました。 ・アンケートの項目は、リスク管理や備蓄、避難計画、資金計画などがあります。防災協定は結んでいますかという質問は、どのアンケート項目にも入っていません。私どもの答え方としては「協議中」としています。 ・今の事務局のご説明ですと、松本市は動物に関する防災協定は民間団体とは結ばない、ということによいのでしょうか。今後、防災協定を結ぶのであれば、危機管理課を交えて、我々民間団体に何が足りないのか、こういう課題をクリアすればできる、といったことを指導してもらえれば、それに向けて前向きにやっていきたいと考えていますが、今の時点で協定は結ばないという理解でよいのでしょうか。 |

| | |
|--------------|---|
| 大和（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・今時点でどことどういう協定を結ぶか、という具体的なことは考えていません、という説明でございます。 ・現在結んでいる協定以外に、団体等との協定について、今後市として考えていく必要はあると思っています。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の災害対策の部分は、ペットと飼い主のことしか考えていないと思います。 ・例えば、保護猫カフェや第二種動物取扱業者の民間シェルターなどが災害にあった時に、被災者として動物の危機管理をどうするのかを行政は問われますし、逆に、シェルター機能として行政がそうしたところに頼むこともあり得ると思います。被災者にもなるし、サポートしてくれる存在にもなるので、そうした視点も必要だと思います。 ・少し視野を広げてみると、考えなければならないことが見えてくるのではないかと思います。 |
| 【動物取扱業者への対応】 | |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者への対応については、規制行政に関するプロフェッショナルな部分ではありますが、基本方針では行政だけが頑張りますという宣言文になってしまっています。多様な関係者との連携の仕組みを入れるべきではないでしょうか。 ・連携の1つ目は、獣医師会との連携です。法律の基準によって、年1回、ブリーダー施設に開業獣医師が入って動物の健康診断を行うことが定められました。その獣医師には虐待とおぼしき案件がある場合は、保健所に通報しなければならない義務がありますので、実際に運用していくにはまだ課題は多いですが、制度的枠組みで獣医師との協力が意識されてきていますので、明記すべきだと思います。 ・2つ目は、民間人からの通報にどう対処するかということです。ボランティアさんなどが、あそこの業者は酷いのではないかと、動物が多すぎるのではないかと、という通報があると思います。これまでは、動物虐待の通報が押し寄せることをどこの行政機関も警戒してきた面があると思います。動物を愛する人々から通報があっても、行政側が厳しい対応ができなかったのは、基準が整えられてこなかったためです。通報されても行政が困ってしまうという状況が全国にありましたが、世論や価値観がいよいよ大きく変わってきて、劣悪な業者に対する感度が社会的に上がってきていますので、こうした通報を大切に扱う必要がありますし、そこから今まで見えてこなかった施設の状況が伝わってくると思います。そういう面で民間人からの通報を味方にしていくような書き方が必要だと思います。 ・3つ目は、業界団体の育成です。繁殖業者やペットショップがそれぞれ運営しているところもあれば、業者間で情報共有しているところもあります。優良な業者さんが集まって優良な業界団体を作ってくれることはとても大事ですし、そこからあぶり出される業者が問題になってくることもあります。事業者同士の連携づくりを考え、業界の自主規制というような仕組みを作って松本市として発信していくのもありかもしれません。 ・いずれにしても、動物取扱業者への対応を全て市の保健所がやるというのはあまりに苦しく、獣医師会、民間人からの通報、業界団体の育成を少し考えていってもいいのではないかと思います。 |
| 大和（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。確かに、市が頑張らなければならないということで書いている部分があります。 ・獣医師会との連携については、基準省令ができたことで、獣医師さんが動物取扱業者さんと関わる場面が増えますので大事になってくることかと思えます。 ・民間人からの通報については、通報を受けたらどうするかという点は、基本方針としてまだ練り上げていない部分はありますが、監視指導の方法としては整理はできています。 ・業界団体の育成については、私たちだけではできないので、色々な皆さんと連携する中で模索していかなければならないと思っています。 |

| | |
|------------------|---|
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針では、動物取扱責任者の講習が書かれていますので、講習においてクオリティを維持してください、ということ伝えていくことが必要だと思います。 |
| 東條委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・この部分につきましては、獣医師会もまだ慣れていなくて難しいところがあります。そうした状況が分かったらどういう対応をしていくか、全体として対応方法ができていない部分もありますので、保健所と連携しながら会議を通じてどういう形にしていくか詰めていく必要があると思いますので、基本方針の中に入れておいていただけたらと思います。 |
| 【推進体制の構築】 | |
| 竹田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・19ページのところですが、ここも松本市だけが頑張ってやっていく印象があります。 ・人材育成については、教育機関や研究機関がたくさん関わるところがありますし、獣医師会に研修会の講師や、動物愛護推進員さんにしつけ教室の講師をお願いするなど、色々あると思いますので、具体的なイメージが描けるよう盛り込んでもらえるといいのではないのでしょうか。 |
| 福澤委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・学生が、教科書や校内での実習だけでなく、もっと考えることができたり、イメージを持つことができることが大事だと思います。将来、自分たちが業界を担っていく中で、動物愛護や動物福祉を大事する考えを根底に持った人を育てていくことが、学校では必要だと考えていますが、日々なかなか実施できていない反省点もあります。ぜひ、もう少し心を持った学生が育っていけるよう、学校として協力していくことが理想です。 |
| 大和（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、保健所の中の職員のことしか書いていないところがあります。動物業界全体の資質を上げていく必要はあるのですが、保健所を設置してまだ1年7カ月しか経っていない中で、まずは保健所の職員がしっかりできるように人材育成をしていきたい、という思いがあります。 ・ご承知のとおり、愛玩動物看護師の制度ができたり、長野県動物愛護会さんから動物愛護センターの設置の陳情をいただいていますので、いつまでも今の体制で職員の資質向上だけを言っている訳にもいきませんので、方針のところ動物愛護センター機能の検討についても記載したところです。 ・他の機関との連携については、県内唯一の動物関係の専門学校があるという地域性を生かしていくことも大事ですし、動物の取扱知識と経験をお持ちの動物愛護推進員さんと連携を取りながら、全体の資質を上げていかなければならないと考えています。基本方針への書き方については検討していきたいと思います。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物看護師が、動物病院の看護師ではなく、行政として動物を巡るトラブルや一般の飼い主に対して飼い方の普及啓発をしていくことができれば、専門学校に通う学生さんの将来の進路を増やしていくことになり、愛玩動物看護師の仕組みを作った意義も広がってきます。市職員の採用試験について決められる部分ではないと思いますが、実際に働くことができるとしたらどう生かせるのか、というところを考えていただきたいと思います。 |
| 降籟委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターについては、長野県動物愛護会が、市議会にセンター設置の陳情をして議員さんをお願いしまして、市議会からは前向きに考えますという回答をいただいています。 ・動物愛護会では、動物愛護センターができれば、センターを使用して動物愛護の思想やアニマルウェルフェアをベースにした思想を広げる活動を行い、子どもの時から学べるよう市内で展開していきたいと考えています。 ・動物愛護会では色々な活動していますが、動物に関して市民が苦勞している部分にもっと対応できないかということで、愛護会の会員にお願いして、地域猫活動の取り組み方や猫問題への対応などの講習を1回90分で3回行いました。こうした取り組みをセンターで市民を対象にやっていけたら、相当変わってくるのではないかと思いますので、動物愛護センターの設置にとっても期待しています。 |

| | |
|---------|---|
| 大和（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・今、松本市では施設整備などのハード面を議論できる状況にはありません。令和2年の法改正で、各保健所に動物愛護センターの機能を持たせなければならないということで、現在、乳肉・動物衛生担当が担っているという状況です。 ・動物愛護センター機能として、コミュニティ的な機能や動物に関する教育やレクチャー、普及啓発に使える動物も入れる共有スペース、災害時のシェルター的な機能など、ハード面を考えていくと色々アイデアはありますので、検討がいつ始まってもしいように準備をしていかなければならないとは考えています。 ・まずは情報発信をしっかりとやっていくなど、センター機能の充実はやっていかなければならないと考えています。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・等々力委員や国本委員にお伺いしたいのですが、行政が動物愛護センター機能を整えることで、場合によっては民間シェルターとの責任や役割分担、更には競合の可能性が出てくるのではないかと思います。また、東條委員にもお伺いしたいのですが、治療設備に関しても、獣医師会との連携や競合が出てくるのではないかと思います。 ・基本方針では、動物愛護センター機能の充実が求められています、と書かれていますが、民間のシェルターとの役割分担や、動物病院など獣医師会との役割分担を意識しないままに書いてしまっただけなのかが気になりました。 |
| 国本委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センター機能の充実を検討してもらえることはありがたいことだと思っています。 ・私どもの団体としましては、今後の活動の継続が課題となっています。財政面や信頼関係の面でもとても難しいことだと思っています。次につなげていくとなると、動物愛護センターは必要なことだと考えております。 ・ボランティア団体の存在意義がなくなると思われるご意見もあるかと思いますが、私としてはそういうことはありません。松本市に動物愛護センターができれば、連携・協力して活動していきたいと考えています。 |
| 等々力委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターという言葉だけを見るとハコモノを連想してしまいます。センター機能とはどういうことなのでしょう。 |
| 及川（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センター機能には、具体的に6つの項目が示されていて、動物取扱業者への立入検査及び監視指導ができること、動物取扱業者以外に対して動物の正しい飼養に関する立入検査及び監視指導ができること、猿などの特定動物の監視指導ができること、犬猫の引取りや譲渡を行うこと、動物の適正な飼養に関する広報や啓発活動を行うこと、動物の愛護や管理に必要な業務を行うこと、この6つが法律で示されています。 |
| 等々力委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・我々との関係につきましては、私の団体は現在は施設を借りて活動していますが、動物愛護センターというハコモノがあって、その施設の中で活躍できる環境があればありがたいと思います。 |
| 東條委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の動物愛護センターには診療があり、そこで診療をしています。市の動物愛護センターで診療をする場合には、獣医師会としては協力はしていきませんが、調整して進めていかないと苦しいことになってしまいますので、そこところはお願いしたいと思います。 |
| 大和（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センター機能と一言で書いていますが、分かりにくいところがありますので丁寧に書いていきたいと思っています。ここで言っている動物愛護センター機能は、法律に基づくベースの機能だけですので、診療設備や皆さんで集うスペースもありません。情報発信など、今持っている機能を伸ばしていく必要があると考えています。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に動物愛護センターができると書いてあることで、歓迎されすぎて困りますので、そこは正確に書いていただきたいと思っています。ただ、降旗委員の熱い思いとして、センターの設置については将来の目標として考えていただけたらと思います。 |

| 【補足】 | |
|-------|---|
| 東條委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ここは用語の補足にしていただけたらと思います。書き方も、産業動物として牛や豚などとしたり、実験動物のところはマウスやウサギはペットでもありますので、実験動物だけではないということ、そして、特定動物も入れてもらいたいと思います。 ・また、共通感染症の用語を入れてもらって、人と動物の共通感染症が起こることも入れてもらいたいと思います。 |
| 竹田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理法は、当然犬猫以外の動物も対象になりますし、動物福祉やアニマルウェルフェアの考え方は家畜以外の動物も入ってきますので、言葉の傘のかけ方を明確に意識してもらいたいと思います。また、展示動物と動物園動物の言葉の使い方ですとか、松本市にはアルプス公園があるので承知していますが、展示動物を通して、動物が棲んでいる生息地に思いをはせて自然環境を守りましょうというのが展示動物の一つの教育的な役割ですので、動物の直接的な保護や絶滅危惧というよりは、教育的役割の方がより松本に合っていると思います。 ・野生動物については、農作物被害という側面もあるので、そこに対してどういう関わり方があるのか、特定外来動物を野生動物にしているのか、もう一回整理をしてもらいたいと思います。 |
| 打越委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・伴侶動物、産業動物、実験動物といった動物の区分は、一般市民にとって大変馴染みにくいものですので、こういう表現がありますというように、意識して書いた方がいいと思います。 ・また、補足の冒頭で、動物愛護管理法では全ての動物が対象となるとありますが、全ての動物というと魚類や両生類や昆虫もありますので、この書き方も整理した方がいいと思います。 ・東条委員からは、用語集としてきちんと整理してほしいというご意見がありましたけれども、そうなる場合によっては参考資料に入ってくる内容になるかもしれません。それに対して、冒頭で降籟委員からご意見がありました、動物福祉の面で、牛や豚などの動物についても私たちの生活に生かされているということを入れるとなると、松本市としてこういうスタンスで普及啓発していきますという書き方になるかと思っておりますので、どちらにするかは事務局で検討していただきたいと思います。 ・甲府市の青年会議所が実施したとても興味深い事例がありまして、小学生の子供たちに動物園でのエンリッチメントを考えさせるプログラムや、養鶏場の見学、有害鳥獣とされる鹿の解体や生息数調査など、動物の位置付けを超えた様々な現場を見せる教育プログラムを1年かけて実施したそうです。犬や猫がかわいいという話だけではなく、実際に動物園の動物のエンリッチメントを考える上では動物の生態を理解していないといけませんし、養鶏場ではどれだけ配慮しなければならないかということ子どもたちに見せたり、実際に命絶たれている鹿をさばいて内臓をお肉を取り分けてバーベキューまでやったそうです。そうしたことができたのは、山梨県内に環境教育NPO団体や地域内に動物公園があったからこそできたのですが、それが子供たちに与えた影響はすばらしくて、ただ保護するとか愛護するというような昔ながらの動物愛護運動ではなく、動物の命の向き合い方を子どもたちが学ぶといったもので、全国の自治体で応用してほしいと思いました。また、甲府市の市長さんがその発表会にお越しになって、子どもたちへの教育的効果の価値について言及されていました。 ・ですので、基本方針の補足の部分は、きっちり用語集として押さえて松本市のスタンスを示していくのか、または、本編の補足として松本市としてアニマルウェルフェアや命の関わり方を教えていく書き方にするのか、事務局で考えていただいて、案を委員に出していただきたいと思います。 |
| 東條委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの教育についてですが、私は全農長野にいまして、子どもたちに酪農に来てもらっているのですが、みんな東京から来る子どもたちばかりです。長野県の小中学校からは来てくれないので、そういうところも踏まえて教育をやっていってもらえたらと思います。 |

| | |
|---------|---|
| 竹田委員 | <p>・基本理念なのか取組方針なのか、どこに入れればいいのか迷うところではありますが、我々人間の生活が、犬猫であれば精神的に、家畜であれば食料に、動物園の動物であれば情操教育にといったように、動物に支えられて色々な側面で生活が成り立っているという全体的な話があって、そこから核心的な部分に入っていくという構成になると、ストーリー性が生まれていいのではないかと思います。どのような構成にすればよいか、事務局で検討していただけたらと思います。</p> |
| 福澤委員 | <p>・基本方針が策定されると、市民の皆さんが目に見える資料になるかと思えます。基本方針の7ページには、1から6までの施策がありますが、2に猫問題への対策があり、犬の扱いが少ないかなという印象があります。市民の皆さんは、犬問題への対策も知りたいのではないかなとも思いますがいかがでしょうか。</p> |
| 大和（事務局） | <p>・犬も猫も同様に考えていますが、犬については啓発を重点的に行いたいということで、1の普及啓発活動に啓発の取組みとして挙げています。 ・猫については、地域住民が困っているのは猫がほとんどですので、行政としては猫のところは個別具体的に取り上げていかなければならないということで整理しているところでございます。</p> |